

平成26年白老町議会定例会3月会議会議録（第6号）

平成26年3月26日（水曜日）

開 議 午前 10時00分
散 会 午後 1時23分

○議事日程 第6号

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 議会運営委員長報告
- 第 3 議案第23号 しらおい子ども憲章の制定について
- 第 4 議案第24号 白老町暴力団排除の推進に関する条例の制定について
- 第 5 議案第25号 白老町消防長及び消防署長の資格を定める条例の制定について
- 第 6 議案第28号 白老町消防手数料徴収条例の一部を改正する条例の制定について
- 第 7 議案第29号 白老町墓園条例の一部を改正する条例の制定について
- 第 8 議案第30号 白老町営住宅条例の一部を改正する条例の制定について
- 第 9 議案第33号 白老町職員の修学部分休業及び高齢者部分休業に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 第10 議案第37号 白老町の区域内に新たに生じた土地の確認について
議案第38号 白老町の字の区域の変更について
- 第11 議案第39号 町道路線の認定について
議案第40号 町道路線の廃止について
- 第12 議案第48号 胆振支庁管内公平委員会を共同設置する地方公共団体の数の減少及び胆振支庁管内公平委員会規約の変更について
議案第49号 北海道市町村職員退職手当組合格約の変更について
- 第13 議案第51号 平成25年度白老町一般会計補正予算（第8号）
- 第14 常任委員会の所管事務調査の報告について
（産業厚生常任委員会）
（広報広聴常任委員会）
- 第15 議案第26号 消費税率及び地方消費税率の改定に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について
議案第27号 白老町立国民健康保険病院使用料及び手数料徴収条例の一部を改正する条例の制定について
議案第31号 白老ふるさと2000年の森設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について
議案第32号 白老町長寿祝金条例の一部を改正する条例の制定について

- 議案第 3 4 号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 3 5 号 特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 3 6 号 教育委員会教育長の給与及び勤務時間等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 4 1 号 財産の処分について
- 議案第 1 1 号 平成 2 6 年度白老町一般会計予算
- 議案第 1 2 号 平成 2 6 年度白老町国民健康保険事業特別会計予算
- 議案第 1 3 号 平成 2 6 年度白老町後期高齢者医療事業特別会計予算
- 議案第 1 4 号 平成 2 6 年度白老町公共下水道事業特別会計予算
- 議案第 1 5 号 平成 2 6 年度白老町学校給食特別会計予算
- 議案第 1 6 号 平成 2 6 年度白老町港湾機能施設整備事業特別会計予算
- 議案第 1 7 号 平成 2 6 年度白老町墓園造成事業特別会計予算
- 議案第 1 8 号 平成 2 6 年度白老町介護保険事業特別会計予算
- 議案第 1 9 号 平成 2 6 年度白老町立特別養護老人ホーム事業特別会計予算
- 議案第 2 0 号 平成 2 6 年度白老町立介護老人保健施設事業特別会計予算
- 議案第 2 1 号 平成 2 6 年度白老町水道事業会計予算
- 議案第 2 2 号 平成 2 6 年度白老町立国民健康保険病院事業会計予算
- 第 1 6 承認第 1 号 議員の派遣承認について
- 第 1 7 諸般の報告
- 第 1 8 休会について

○会議に付した事件

- 議案第 2 3 号 しらおい子ども憲章の制定について
- 議案第 2 4 号 白老町暴力団排除の推進に関する条例の制定について
- 議案第 2 5 号 白老町消防長及び消防所長の資格を定める条例の制定について
- 議案第 2 8 号 白老町消防手数料徴収条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 2 9 号 白老町墓園条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 3 0 号 白老町住宅条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 3 3 号 白老町職員の修学部分休業及び高齢者部分休業に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 3 7 号 白老町の区域内に新たに生じた土地の確認について
- 議案第 3 8 号 白老町の字の区域の変更について
- 議案第 3 9 号 町道路線の認定について
- 議案第 4 0 号 町道路線の廃止について
- 議案第 4 8 号 胆振支庁管内公平委員会の共同設置する地方公共団体の数の減少及び胆振支庁管内

公平委員会規約の変更について

議案第49号 北海道市町村職員退職手当組合理約の変更について

議案第51号 平成25年度白老町一般会計補正予算（第8号）

常任委員会所管事務調査の報告について

（産業厚生常任委員会）

（広報広聴常任委員会）

議案第26号 消費税率及び地方消費税率の改定に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について

議案第27号 白老町立国民健康保険病院使用料及び手数料徴収条例の一部を改正する条例の制定について

議案第31号 白老ふるさと2000年の森設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案第32号 白老町長寿祝金条例の一部を改正する条例の制定について

議案第34号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案第35号 特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案第36号 教育委員会教育長の給与及び勤務時間等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案第41号 財産の処分について

議案第11号 平成26年度白老町一般会計予算

議案第12号 平成26年度白老町国民健康保険事業特別会計予算

議案第13号 平成26年度白老町後期高齢者医療事業特別会計予算

議案第14号 平成26年度白老町公共下水道事業特別会計予算

議案第15号 平成26年度白老町学校給食特別会計予算

議案第16号 平成26年度白老町港湾機能施設整備事業特別会計予算

議案第17号 平成26年度白老町墓園造成事業特別会計予算

議案第18号 平成26年度白老町介護保険事業特別会計予算

議案第19号 平成26年度白老町立特別養護老人ホーム事業特別会計予算

議案第20号 平成26年度白老町立介護老人保健施設事業特別会計予算

議案第21号 平成26年度白老町水道事業会計予算

議案第22号 平成26年度白老町立国民健康保険病院事業会計予算

承認第1号 議員の派遣承認について

諸般の報告

○出席議員（14名）

1番 氏家裕治君

2番 吉田和子君

3番 齋藤 征信 君	4番 大 淵 紀 夫 君
5番 松 田 謙 吾 君	7番 西 田 祐 子 君
8番 広 地 紀 彰 君	9番 吉 谷 一 孝 君
10番 小 西 秀 延 君	11番 山 田 和 子 君
12番 本 間 広 朗 君	13番 前 田 博 之 君
14番 及 川 保 君	15番 山 本 浩 平 君

○欠席議員（なし）

○会議録署名議員

8番 広 地 紀 彰 君	9番 吉 谷 一 孝 君
10番 小 西 秀 延 君	

○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町 長	戸 田 安 彦 君
副 町 長	白 崎 浩 司 君
教 育 長	古 俣 博 之 君
理 事	山 本 誠 君
総 合 行 政 局 長	岩 城 達 己 君
行 政 改 革 担 当 課 長	須 田 健 一 君
財 政 担 当 課 長	安 達 義 孝 君
企 画 担 当 課 長	高 橋 裕 明 君
総 務 課 長	本 間 勝 治 君
生 活 環 境 課 長	竹 田 敏 雄 君
町 民 活 動 担 当 課 長	中 村 英 二 君
ア イ ヌ 施 策 推 進 担 当 課 長	廣 畑 真 記 子 君
港 湾 担 当 課 長	赤 城 雅 也 君
健 康 福 祉 課 長	長 澤 敏 博 君
建 設 課 主 幹	片 山 弘 文 君
建 設 課 主 幹	後 藤 田 久 雄 君
教 育 課 長	五 十 嵐 省 三 君
子 ど も 課 長	坂 東 雄 志 君
病 院 事 務 長	野 宮 淳 史 君
消 防 長	前 田 登 志 和 君
監 査 委 員	岡 英 一 君

○職務のため出席した事務局職員

事務局 長	岡村 幸男 君
主 査	本間 弘樹 君

◎開議の宣告

○議長（山本浩平君） それではただいまから昨日に引き続き議会を再開いたします。
これより本日の会議を開きます。

（午前10時00分）

◎会議録署名議員の指名

○議長（山本浩平君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は会議規則第102条の規定により議長において、8番、広地紀彰議員、9番、吉谷一孝議員、10番、小西秀延議員を指名いたします。よろしくお願ひいたします。

◎議会運営委員長報告

○議長（山本浩平君） 日程第2、議会運営委員長報告をいたします。

議会運営委員会委員長から本日の議会再開前に開催した議会運営委員会での協議の経過と結果について、報告の申し出がありますのでこれを許可いたします。

議会運営委員会大淵紀夫委員長。

〔議会運営委員会委員長 大淵紀夫君登壇〕

○議会運営委員会委員長（大淵紀夫君） 議長の許可をいただきましたので本日の議会会議前に行った議会運営委員会の経過と結果についてご報告いたします。

本委員会での協議事項は追加議案の件についてであります。町長の提案に係るものとして平成25年度一般会計補正予算1件の追加議案の提出がありました。町側から追加議案の説明を受け本日の議題に供することといたしました。

以上、議会運営委員長の報告といたします。

○議長（山本浩平君） ただいま議会運営委員長報告がありました。

委員長報告に対し何か質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本浩平君） 質疑なしと認めます。

これで委員長報告は報告済みといたします。

◎議案第23号 しらおい子ども憲章の制定について

日程第3、議案第23号 しらおい子ども憲章の制定についてを議題に供します。提案の説明を求めます。坂東子ども課長。

○子ども課長（坂東雄志君） それでは議案第23号、議23-1をお開きください。

議案第23号 しらおい子ども憲章の制定について。

しらおい子ども憲章を次のとおり制定するものとする。

平成26年2月27日提出。白老町長、戸田安彦。

続きまして議23-3、議案説明に移ります。しらおい子ども憲章の制定について。次代を担う子どもたちが夢や希望を持ち、明るく元気よく、心身ともに健やかに成長するため、子どもは自ら主体的に行動し、大人は子どもを慈しみ、子どもと大人がそれぞれの役割と責任を自覚し、ともに育ち合う協働型の子ども憲章を制定し、町全体で子育て、子育ての機運を醸成することを目的としている。

以上、ご審議賜りますようよろしくお願い申し上げます。

けんしょう

しらおい子ども憲章 ～「ウレシパ（育ち合う）」

わたしたち^{しらおい}白老^{おとな}の子どもと大人は、ともに^{しんらい}信頼し合い人にやさしい町^{まち}をつくるため、未来^{みらい}に向けて^む夢^{ゆめ}や希望^{きぼう}をもち、明るく元気に生きていくことを^{ちか}誓い、^{ちょうせいしこう}町制施行60周年の節目^{しゅうねん}に^{ふしめ}しらおい^{けんしょう}子ども憲章^{けんしょう}を定めます。

子どもは

- 1 いじめ^{さべつ}や差別^{いのち}をなくし 自分^{いのち}の命^{いのち}とともにすべての人の命^{いのち}を大切にします
- 2 相手^{あいて}への思いやり・やさしさ・感謝^{かんしゃ}の心を忘れません
- 3 きまり^{せきにん}を守り 責任^{こうどう}をもって行動^{こうどう}します
- 4 夢^{ゆめ}や希望^{きぼう}をもち 自ら^{みずか}努力^{どりよく}し未来^{みらい}をつくります
- 5 すすんで元気よく あいさつ^{あいさつ}をします
- 6 自然^{しぜん}を大切に し 歴史^{れきし}や文化^{ぶんか}を学びます

おとな
大人は

- 1 一人^{そんちょう}ひとりを尊重^{いのち}し 命^{いのち}を守ります

- 2 子どもの心に寄り添い^{よ そ} ともに考え^{せいちょう ささ} 成長を支えます
- 3 子どもから信頼^{しんらい}され 手本となるよう^{こうどう} 行動します
- 4 夢や希望^{ゆめ きぼう}をもって 生きる姿勢^{しせい}を示します

○議長（山本浩平君） ただいま提案の説明が終わりました。

これより本案に対する質疑を許します。質疑があります方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本浩平君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本浩平君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

採決いたします。

議案第 23 号 しらおい子ども憲章の制定について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔挙手全員〕

○議長（山本浩平君） 全員賛成。

よって議案第 23 号は原案のとおり可決されました。

◎議案第 24 号 白老町暴力団排除の推進に関する条例の 制定について

○議長（山本浩平君） 日程第 4、議案第 24 号 白老町暴力団排除の推進に関する条例の制定についてを議題に供します。提案の説明を求めます。中村町民活動担当課長。

○生活環境課町民活動担当課長（中村英二君） 議案第 24 号でございます。白老町暴力団排除の推進に関する条例の制定について。

白老町暴力団排除の推進に関する条例を次のとおり制定するものとする。

平成 26 年 2 月 27 日提出。白老町長。

次に議 24-5 のページをお開きください。議案説明でございます。

平成 24 年 8 月に暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律が一部改正され暴力団排除に関して地方公共団体の責務が新たに規定されたことに伴い、本町としても町と町民等が一体となって暴力団の排除を推進して地域経済の健全な発展に寄与し町民が安全で安心して暮らすことができる社会を実現するため本条例を制定するものであります。

よろしくご審議のほどお願いいたします。

白老町暴力団排除の推進に関する条例

(目的)

第 1 条 この条例は、白老町（以下「町」という。）における暴力団の排除に関し、基本理念を定め、並びに町、町民及び事業者の責務を明らかにするとともに、暴力団排除に関する施策の基本となる事項を定めることにより、暴力団の排除を推進し、もって地域経済の健全な発展に寄与し、町民が安全で安心して暮らすことのできる社会の実現に資することを目的とする。

(定義)

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 暴力団 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号。以下「法」という。）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。
- (2) 暴力団員 法第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。
- (3) 暴力団関係事業者 暴力団員が実質的に経営を支配する事業者その他暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する事業者をいう。
- (4) 町民 町内に住所を有する者、居住する者、勤務する者、在学する者及び地域活動団体等をいう。
- (5) 事業者 町内において商業、工業その他の事業活動を行う者及び町内に所在する土地又は建築物等を所有し、占有し、又は管理するものをいう。
- (6) 町民等 町民及び事業者をいう。
- (7) 暴力団の排除 暴力団員による不当な行為の防止及びこれによる町民の生活又は事業活動に生じた不当な影響を排除することをいう。

(基本理念)

第3条 暴力団の排除は、社会全体として、暴力団が町民の生活及び社会経済活動に不当な影響を与える存在であることを認識したうえで、暴力団を恐れないこと、暴力団に対して資金を提供しないこと及び暴力団を利用しないことを基本として、町、町民等、関係機関及び関係団体による相互の連携及び協力の下に推進されなければならない。

(町の役割)

第4条 町は、前条に定める基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、暴力団の排除に関する施策を実施するものとする。

2 町は、前項の施策の実施に当たっては、北海道（以下「道」という。）及び北海道警察（以下「道警察」という。）並びに法第32条の3第1項の規定により北海道公安委員会から北海道暴力追放運動推進センターとして指定を受けた者その他関係する機関及び団体と緊密な連携を図らなければならない。

3 町は、道が行う暴力団排除に関する施策について、必要な情報の提供その他必要な支援を行う。

4 町は、暴力団の排除に資すると認められる情報を知ったときは、道警察及びその他の関係行政機関に対し、当該情報を提供するものとする。

(町民及び事業者の役割)

第5条 町民は、基本理念にのっとり、暴力団排除のための活動に自主的に、かつ、相互に連携して取り組むとともに、町が実施する暴力団排除に関する施策に協力するように努めるものとする。

2 事業者は、基本理念にのっとり、その行う事業（事業の準備を含む。以下同じ。）に関し、暴力団との関係を遮断し、暴力団を利することとならないようにするとともに、町が実施する暴力団排除に関する施策に協力するように努めるものとする。

3 町民等は、暴力団排除に資すると認められる情報を取得したときは、町又は道警察その他の関係行政機関に対し、当該情報を提供するよう努めるものとする。

(町の事務事業における措置)

第6条 町は、その発注する建設工事、その他の町の事務又は事業（以下「町の事務事業」という。）により暴力団を利することとならないよう、暴力団員又は暴力団関係事業者を、町が実施する入札に参加させない等の必要な措置を講ずるものとする。

2 町は、町の事務事業に関する契約の相手方に対し、下請契約その他の当該契約に関連する契約の

相手方（以下「下請契約等の相手方」という。）から暴力団員又は暴力団関係事業者を排除するために必要な措置を講ずるよう求めるものとする。

3 町は、町の事務事業に関する契約の相手方に対し、当該契約に係る業務の遂行に当たって暴力団員又は暴力団関係事業者から不当介入を受けたとき又は下請契約等の相手方が当該下請契約等に係る業務の遂行に当たって暴力団員又は暴力団関係事業者から不当介入を受けたことを知ったときは、町に報告するとともに、道警察に通報するなど、必要な協力を行うよう義務付けるものとする。

4 町は、町の事務事業に関する契約の相手方が、前項の規定に基づき当該契約において定められた義務に違反したときは、当該契約の相手方について、町が実施する入札に参加させないなど、必要な措置を講ずるものとする。

（公の施設の利用の不許可等）

第7条 町長、教育委員会及び地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項に規定する指定管理者（以下「町長等」という。）は、公の施設（町が設置し、又は管理する施設（付属施設を含む。）をいう。）が、暴力団の活動に利用されると認められるときは、当該公の施設の利用を許可しないものとする。

2 町長等は、既に公の施設の利用を許可している場合において、当該利用が暴力団の活動に利用されていると認めるときは、当該許可を取消し、又は当該利用の停止を求めるものとする。

（町民及び事業者に対する支援）

第8条 町は、町民等が暴力団の排除のための活動に自主的に取り組み、並びに町民等それぞれが連携して当該活動に取り組むことができるよう、情報の提供その他の必要な支援を行うものとする。

2 町は、町民等が安心して暴力団の排除のための活動に取り組むことができるよう、道警察と緊密に連携し、その安全の確保に配慮するものとする。

（青少年に対する教育等のための措置）

第9条 町は、その設置する学校（学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する中学校をいう。）において、その生徒が暴力団排除の重要性を認識し、暴力団に加入せず、及び暴力団員による犯罪の被害を受けないための教育が必要に応じて行われるよう適切な措置を講ずるものとする。

2 町は、青少年の育成に携わる者が前項の教育を行うために必要な指導、助言その他の適切な措置を講ずることができるよう、その者に対し、情報の提供その他の必要な支援を行うものとする。

(暴力団の威力を利用することの禁止)

第10条 町民は、債権の回収、紛争の解決等に関し暴力団員を利用すること、自己が暴力団と関係があることを認識させて相手方を威圧すること等、暴力団の威力を利用してはならない。

(利益供与の禁止)

第11条 町民は、暴力団の威力を利用する目的又は暴力団の威力を利用したことに関し、暴力団員又は暴力団員が指定した者に対し、金品その他財産上の利益の供与をしてはならない。

2 町民は、前項に定めるもののほか、暴力団の活動又は運営に協力する目的で、暴力団員又は暴力団員が指定する者に対し、金品その他財産上の利益の供与をしてはならない。

(広報及び啓発)

第12条 町は、町民等が暴力団の排除の重要性についての理解を深めるとともに、暴力団の排除のための活動に自主的に、かつ、相互の連携協力を図って取り組むことができるよう、広報及び啓発を行うものとする。

(委任)

第13条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この条例は、平成26年4月1日から施行する。

.....
○議長(山本浩平君) ただいま提案の説明が終わりました。

これより本案に対する質疑を許します。質疑のございます方はどうぞ。

13番、前田博之議員。

○13番(前田博之君) 定義の第2条の(1)、(2)、(3)について、該当する団体等は白老町には存在しているのかどうか。その辺の情報の認識があれば答弁よろしくお願いします。

○議長(山本浩平君) 中村町民活動担当課長。

○生活環境課町民活動担当課長(中村英二君) ただいまのご質問ですが第2条の第1号、第2号、第3号にかかわる白老町における該当者の警察からの情報として全道的な情報等については数値として捉えておりますが、具体的な町における情報については詳細の情報はまだ確認はいたしてございません。

○議長（山本浩平君） 13 番、前田博之議員。

○13 番（前田博之君） わかりました。暴力団排除推進条例を出すということはそういう部分は警察の当局と十分議論されて、白老町におけるこれにかかわる環境等を認識した上で条例出していると思うのですが、その辺の情報はすり合わせしていないのか、あるいは警察のほうで白老町にいろいろな問題があつて情報提供されていないのか。そういう部分をお聞きしたいのです。

○議長（山本浩平君） 中村町民活動担当課長。

○生活環境課町民活動担当課長（中村英二君） 苫小牧警察署管内におけるこれらについても具体的なものについて実は確認をいたしておりません。第1号で規定しております暴力団、これらについても関係する団体があるということの捉えをしておりますが、具体的なものについては詳細はまだ確認をいたしておりませんので、今後こら辺の具体的な情報を確認したいと思います。

○議長（山本浩平君） 13 番、前田博之議員。

○13 番（前田博之君） せっかくの条例ですので我々はじめ町民の方もこの条例に沿って、こういう趣旨、目的で行動しないといけないと思いますので、もしわかれば、それは公でなくてもいいですけれども議会のほうに何らかの形でこういう環境にあるのだということだけの認識はしておいてもらわないと、私たちとして条例をここで協議した上で何もわからないで云々ということにはならないと思うので、その辺一つ担当として整理しておいてほしいと思いますけどいかがでしょうか。

○議長（山本浩平君） 中村町民活動担当課長。

○生活環境課町民活動担当課長（中村英二君） 苫小牧警察署とは逐一連絡をとっております。こういう情報について再度確認をいたしまして後日議会の皆様のほうにも資料をお届けさせていただきたいと思います。

○議長（山本浩平君） 暫時休憩したいと思います。

休 憩 午前 10時08分

再 開 午前 10時09分

○議長（山本浩平君） 休憩を閉じて会議を再開いたします。

もう1回許します。13 番、前田博之議員。

○13 番（前田博之君） 第2条の1号、2号、3号、どういう状況にあるかということを警察のほうと整理して、今現在こういう状況にあると。団体があるとかないとかこうだということだけを議

会のほうに口頭で情報だけ提供してもらえればいいという意味です。公に資料で云々ということにはならないのかとは思いますが。

○議長（山本浩平君） 中村町民活動担当課長。

○生活環境課町民活動担当課長（中村英二君） 先ほどの言葉を訂正させていただき、今おっしゃいましたとおり口頭等で情報を提供させていただきたいと思えます。

○議長（山本浩平君） ほか、ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本浩平君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本浩平君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

採決いたします。

議案第 24 号 白老町暴力団排除の推進に関する条例の制定について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔挙手全員〕

○議長（山本浩平君） 全員賛成。

よって議案第 24 号は原案のとおり可決されました。

◎議案第 25 号 白老町消防長及び消防署長の資格を定める
条例の制定について

○議長（山本浩平君） 日程第 5、議案第 25 号 白老町消防長及び消防署長の資格を定める条例の制定についてを議題に供します。提案の説明を求めます。前田消防長。

○消防長（前田登志和君） 議 25 の 1 ページでございます。議案第 25 号 白老町消防長及び消防署長の資格を定める条例の制定について。

白老町消防長及び消防署長の資格を定める条例を次のとおり制定するものとする。

平成 26 年 2 月 27 日提出。白老町長。

続きまして 25－3 ページ、議案説明であります。

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律施行に伴い消防組織法の一部が改正され、これまで法令に定められていた消防長及び消防署長の必要な資格について条例で定めることとされたことから消防長及び消防署長の資格を定めるため本条例を制定するものであります。

よろしく願いいたします。

白老町消防長及び消防署長の資格を定める条例

(趣旨)

第1条 この条例は、消防組織法（昭和22年法律第226号。以下「法」という。）第15条第2項の規定に基づき、消防長及び消防署長の職に必要な消防に関する知識及び経験を有する者の資格について定めるものとする。

(消防長の資格)

第2条 法第15条第2項に規定する消防長の職に必要な条例で定める資格は、次のとおりとする。

- (1) 消防職員として消防事務に従事した者で、消防署長の職又は消防本部、消防学校若しくは消防職員及び消防団員の訓練機関における消防署長の職と同等以上と認められる職に1年以上あったものであること。
- (2) 消防団員として消防事務に従事した者で、消防団長の職に2年以上あったものであること。
- (3) 町の行政事務に従事した者で、白老町課設置条例（平成25年条例第4号）第1条に規定する課及び局の長の職その他これと同等以上と認められる職に2年以上あったものであること。

(消防署長の資格)

第3条 法第15条第2項に規定する消防署長の職に必要な条例で定める資格は、次のとおりとする。

- (1) 消防吏員として消防事務に従事した者で、消防司令以上の階級に1年（消防長が定める教育訓練を消防大学校において受けた者については、1年から当該教育訓練の課程に応じ消防長が定める期間を控除した期間）以上あったものであること。
- (2) 消防吏員として消防事務に従事した者で、消防司令補以上の階級に3年（消防長が定める教育訓練を消防大学校において受けた者については、3年から当該教育訓練の課程に応じ消防長が定める期間を控除した期間）以上あったもの（前号に該当する者を除く。）であること。

- (3) 消防団員として消防事務に従事した者で、消防団の副団長の職その他消防団におけるこれと同等以上と認められる職に3年以上あったもので、消防長が定める教育訓練を消防大学校において受けたものであること。

附 則

この条例は、平成26年4月1日から施行する。

- 議長（山本浩平君） ただいま提案の説明が終わりました。
これより本案に対する質疑を許します。質疑があります方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（山本浩平君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（山本浩平君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

採決いたします。

- 議案第25号 白老町消防長及び消防署長の資格を定める条例の制定について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔挙手全員〕

- 議長（山本浩平君） 全員賛成。

よって議案第25号は原案のとおり可決されました。

◎議案第28号 白老町消防手数料徴収条例の一部を改正
する条例の制定について

- 議長（山本浩平君） 日程第6、議案第28号 白老町消防手数料徴収条例の一部を改正する条例の制定についてを議題に供します。

提案の説明を求めます。前田消防長。

○消防長（前田登志和君） 議の 28-1 ページでございます。議案第 28 号 白老町消防手数料徴収条例の一部を改正する条例の制定について。

白老町消防手数料徴収条例の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。

平成 26 年 2 月 27 日提出。白老町長。

続きまして 28-3 ページでございます。議案説明です。

消費税率及び地方消費税率の引き上げに伴い地方公共団体の手数料を標準に関する政令の一部が改正され、危険物を取り扱う製造所等に係る各種許可申請及び検査手数料の標準が見直されたことから本町における当該手数料についてもこれに準拠するため本条例の一部を改正するものであります。なお本条例の改善に伴う該当施設は本町にはございません。

施行年月日でございますけれども 28-2 ページでございます。附則、この条例は平成 26 年 4 月 1 日から施行いたします。

以上でございます。

○議長（山本浩平君） ただいま提案の説明が終わりました。

これより本案に対する質疑を許します。質疑はございませんでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本浩平君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本浩平君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

採決いたします。

議案第 28 号 白老町消防手数料徴収条例の一部を改正する条例の制定について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔挙手全員〕

○議長（山本浩平君） 全員賛成。

よって議案第 28 号は原案のとおり可決されました。

◎議案第 29 号 白老町墓園条例の一部を改正する条例の
制定について

○議長（山本浩平君） 日程第 7、議案第 29 号 白老町墓園条例の一部を改正する条例の制定についてを議題に供します。

提案の説明を求めます。中村町民活動担当課長。

○生活環境課町民活動担当課長（中村英二君） 議案第 29 号 白老町墓園条例の一部を改正する条例の制定について。

白老町墓園条例の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。

平成 26 年 2 月 27 日提出。白老町長。

附則、この条例は平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

次に議 29-2 の議案説明にでございます。墓園の整備については昭和 48 年度より墓地公園として白老霊園の造成及び墓所整備を行い昭和 51 年度より供用を開始し、平成 11 年度及び平成 23 年度の区画増設を経てこれまで 1,528 区画を供用してきたところである、今後は人間関係の希薄化、核家族化等の社会情勢の変化により永代供養墓として墓を使用する人の減少が考えられるため区画数の制限及び町外に住所を有する者に対する使用料の割り増しを見直しさらなる利用促進を図ることを目的として本条例の一部を改正するものでございます。

以上で説明終わります。よろしくご審議のほどお願いいたします。

白老町墓園条例新旧対照表

改正前	改正後
(使用区数及び場所の制限)	(使用区数及び場所の制限)
第 16 条 墓所の使用は、 <u>1 戸につき 1 区画とする。</u>	第 16 条 墓所の使用は、 <u>1 戸につき 2 区画を限度とする。</u>
2 略	2 略
(使用料)	(使用料)
第 17 条 略	第 17 条 略
2 第 7 条ただし書により認められた使用者の納入すべき使用料は、前項により定められた使用料の <u>5 割増の額とする。</u>	2 第 7 条ただし書により認められた使用者の納入すべき使用料は、前項により定められた使用料の <u>3 割増の額とする。</u>

○議長（山本浩平君） ただいま提案の説明が終わりました。

これより本案に対する質疑を許します。質疑のございます方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本浩平君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本浩平君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

採決いたします。

議案第 29 号 白老町墓園条例の一部を改正する条例の制定について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔挙手全員〕

○議長（山本浩平君） 全員賛成。

よって議案第 29 号は原案のとおり可決されました。

議案第 30 号 白老町営住宅条例の一部を改正する条例の 制定について

○議長（山本浩平君） 日程第 8、議案第 30 号 白老町営住宅条例の一部を改正する条例の制定についてを議題に供します。

本日岩崎課長なのですけれどもインフルエンザということでお休みいただいていますので本間総務課長のほうから説明をいただきたいと存じます。提案の説明を求めます。本間総務課長。

○総務課長（本間勝治君） それでは私のほうから提案説明をさせていただきます。

議案第 30 号 白老町営住宅条例の一部を改正する条例の制定について。

白老町営住宅条例の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。

平成 26 年 2 月 27 日提出。白老町長。

附則、この条例は公布の日から施行する。

次に 2 ページ、議案説明でございます。配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律の一部が改正されたことに伴い、従来から対象としていた配偶者からの暴力を受けた被害者に加え生活の根拠を共にする交際相手からの暴力を受けた被害者についても対象が拡大されたことから、当該被害

者を町営住宅の入居資格者として定めるため本条例の一部を改正するものであります。

以上でございます。よろしくご審議のほどお願いいたします。

白老町営住宅条例新旧対照表

改正前	改正後
<p>(入居者資格)</p> <p>第6条 略</p> <p>2 略</p> <p>(1)～(7) 略</p> <p>(8) <u>配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律</u>（平成13年法律第31号。以下この号において「配偶者暴力防止等法」という。）第1条第2項に規定する<u>被害者でア又はイのいずれかに該当するもの</u></p> <p>ア 配偶者暴力防止等法第3条第3項第3号の規定による一時保護又は配偶者暴力防止等法第5条の規定による保護が終了した日から起算して5年を経過していない者</p> <p>イ 配偶者暴力防止等法第10条第1項の規定により裁判所がした命令の申立てを行った者で当該命令がその効力を生じた日から起算して5年を経過していないもの</p> <p>3～4 略</p>	<p>(入居者資格)</p> <p>第6条 略</p> <p>2 略</p> <p>(1)～(7) 略</p> <p>(8) <u>配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律</u>（平成13年法律第31号。以下この号において「配偶者暴力防止等法」という。）第1条第2項に規定する<u>被害者又は配偶者暴力防止等法第28条の2に規定する関係にある相手からの暴力を受けた者で、ア又はイのいずれかに該当するもの</u></p> <p>ア 配偶者暴力防止等法第3条第3項第3号（<u>配偶者暴力防止等法第28条の2において準用する場合を含む。</u>）の規定による一時保護又は配偶者暴力防止等法第5条（<u>配偶者暴力防止等法第28条の2において準用する場合を含む。</u>）の規定による保護が終了した日から起算して5年を経過していない者</p> <p>イ 配偶者暴力防止等法第10条第1項（<u>配偶者暴力防止等法第28条の2において準用する場合を含む。</u>）の規定により裁判所がした命令の申立てを行った者で当該命令がその効力を生じた日から起算して5年を経過していないもの</p> <p>3～4 略</p>

○議長（山本浩平君） ただいま提案の説明が終わりました。

これより本案に対する質疑を許します。質疑のございます方はどうぞ。

2番、吉田和子議員。

○2番（吉田和子君） 2番、吉田です。これはDVからの被害者を守っていくための1つの施策だと思うのですが、この条例が改正することによって暴力から逃げてきた人とか、公営住宅法の法律が年齢制限とかいろいろなことがありますけれども優先的に無条件で入居を許可してもらえるのかということが1点。

もう1点は秘密というか相手の暴力者から身を隠すということが大きな目的にもなると思いますので、そういった秘密、住所等を公開しないというかわからないようにするということにも努めなければならないと思うのですがその辺どのようにお考えになっていますか。

○議長（山本浩平君） 後藤田建設課主幹。

○建設課主幹（後藤田久雄君） ただいまの質問でございますけれども、この法律は配偶者からの暴力の防止に関する、被害者の保護等に関する法律のほうが上位法律になりまして、この中で定められていますこれに則って白老町もこれに準拠していくという形をとってございますので、あくまでもこの法律に載っているものについて白老町も準拠していくという形になります。それについては当然上位法律になっていますので白老町についてもそれについてはちゃんとやっていきたいと思っています。

○議長（山本浩平君） 本間総務課長。

○総務課長（本間勝治君） 私のほうから若干補足させていただきますけれども、今主幹のほうからお答えしたとおりなのですが、そのことについて建設課だけではなくていろいろな課の連携と申しますか、そういうことも含めて対応していくといったようなことでございます。

以上です。

○議長（山本浩平君） ほか、質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本浩平君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本浩平君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

採決いたします。

議案第30号 白老町営住宅条例の一部を改正する条例の制定について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔挙手全員〕

○議長（山本浩平君） 全員賛成。

よって議案第 30 号は原案のとおり可決されました。

議案第 33 号 白老町職員の修学部分休業及び高齢者部分
休業に関する条例の一部を改正する条例の
制定について

○議長（山本浩平君） 日程第 9、議案第 33 号 白老町職員の修学部分休業及び高齢者部分休業に
関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題に供します。

提案の説明を求めます。本間総務課長。

○総務課長（本間勝治君） 議案第 33 号でございます。白老町職員の修学部分休業及び高齢者部分
休業に関する条例の一部を改正する条例の制定について。

白老町職員の修学部分休業及び高齢者部分休業に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり制
定するものとする。

平成 26 年 2 月 27 日提出。白老町長。

附則、この条例は平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

次に 2 ページ、議案説明でございます。地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図る
ための関係法律の整備に関する法律の施行に伴い地方公務員法の一部が改正され、これまで法令に定
められていた職員の修学部分休業及び高齢者部分休業期間の上限が廃止され条例においてその上限等
を定めることとされたことから、修学部分休業の上限及び高齢者部分休業の対象年齢を定めるため本
条例の一部を改正するものでございます。

以上でございます。よろしくご審議ほどお願いいたします。

白老町職員の修学部分休業及び高齢者部分休業に関する条例新旧対照表

改正前	改正後
(修学部分休業の承認) 第 2 条 略 2 略 3 法第 26 条の 2 第 1 項の条例で定める <u>期間</u> は、2 年とする。	(修学部分休業の承認) 第 2 条 略 2 略 3 法第 26 条の 2 第 1 項の条例で定める <u>修学</u> <u>に必要と認められる</u> <u>期間</u> は、2 年とする。
(高齢者部分休業の承認) 第 5 条 略 2 法第 26 条の 3 第 1 項の <u>条例で定める期間</u> は、5 年とする。	(高齢者部分休業の承認) 第 5 条 略 2 法第 26 条の 3 第 1 項の <u>高年齢と定める年齢</u> は、55 歳とする。

○議長（山本浩平君）　ただいま提案の説明が終わりました。

これより本案に対する質疑を許します。質疑のあります方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本浩平君）　質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本浩平君）　討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

採決いたします。

議案第 33 号 白老町職員の修学部分休業及び高齢者部分休業に関する条例の一部を改正する条例の制定について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔挙手全員〕

○議長（山本浩平君）　全員賛成。

よって議案第 33 号は原案のとおり可決されました。

議案第 37 号 白老町の区域内に新たに生じた土地の確認
について

議案第 38 号 白老町の字の区域の変更について

○議長（山本浩平君）　日程第 19、議案第 37 号 白老町の区域内に新たに生じた土地の確認について、議案第 38 号 白老町の字の区域の変更について、以上 2 議案を一括議題に供します。

提案の説明を求めます。本間総務課長。

○総務課長（本間勝治君）　初めに議案第 37 号でございます。白老町の区域内に新たに生じた土地の確認について。

地方自治法第 9 条の 5 第 1 項の規定により本町の区域内に新たに生じた次の土地を確認する。

平成 26 年 2 月 27 日提出。白老町長。

1、場所、白老郡白老町字萩野 58 番 1、58 番 2、59 番 2、59 番 1、60 番、61 番、62 番、地先、

公有水面埋立地。

2、面積、3万3,985.31平方メートル。

次に2ページ、議案説明でございます。地方港湾白老港建設に伴う公有水面埋め立てにより新たに生じた土地について地方自治法第9条の5第1項の規定に基づき確認の議決を求めるものでございます。

次のページの図面をご覧ください。今回確認の議決を求めますのは第3商港区の斜線で表示している部分でございます。これによりまして白老町の公表行政面積は従前より0.03平方キロメートルふえまして425.78平方キロメートルとなるものでございます。

続きまして議案第38号でございます。議案第38号 白老町の字の区域の変更について。

地方自治法第260条第1項の規定により本町の字の区域を次のとおり変更する。

平成26年2月27日提出。白老町長。

1、 字の名称、字萩野。

2、変更する字の区域、(1)編入する公有水面埋立地、白老郡白老町字萩野58番1、58番2、59番2、59番1、60番、61番、62番地先公有水面埋立地。(2)、面積3万3,985.31平方メートル。

次のページ、2ページ、議案説明でございます。本件につきましては前号議案でご説明いたしました地方港湾白老港建設に伴い新たに生じた公有水面埋立地を白老町字萩野に編入するため、地方自治法第260条第1項の規定に基づき字の区域の変更の議決を求めるものでございます。図面につきましては先ほどご説明した内容と同様でございますので説明を省略させていただきます。

以上で説明を終わらせていただきます。よろしくご審議ほどお願いいたします。

○議長（山本浩平君） ただいま提案の説明が終わりました。

これより本案に対する質疑を許します。質疑のございます方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本浩平君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本浩平君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

議案第 37 号 白老町の区域内に新たに生じた土地の確認について、議案第 38 号 白老町の字の区域の変更についてを一括採決いたします。原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

[挙手全員]

○議長（山本浩平君） 全員賛成。

よって議案第 37 号及び議案第 38 号は原案のとおり可決されました。

◎議案第 39 号 町道路線の認定について

◎議案第 40 号 町道路線の廃止について

○議長（山本浩平君） 日程第 11、議案第 39 号 町道路線の認定について、議案第 40 号 町道路線の廃止について、以上 2 議案を一括議題に供します。

提案の説明を求めます。これも本間総務課長に説明を求めたいと思います。本間総務課長。

○総務課長（本間勝治君） 初めに議案第 39 号でございます。町道路線の認定について。

道路法第 8 条第 2 項の規定により次のとおり路線を認定するものとする。

平成 26 年 2 月 27 日提出。白老町長。

次に 2 ページ、議案説明でございます。町道路線の認定につきまして、下記の理由により町道に認定するものでございます。記、石山萩野通り、国道 36 号線より字萩野 715 番 1 地先に通じる路線で白老臨港道路の開通に伴い町道の改変があることから新たに認定するものでございます。萩野駅前通り、国道 36 号線より字萩野 15 番地先に通じる路線で白老臨港道路の開通に伴い町道の改変があることから新たに認定するものでございます。前浜 6 号通り、萩野前浜通りから萩野 54 番 5 地先まで通じる路線で白老臨港道路の開通に伴い町道の改変があることから新たに認定するものでございます。

続きまして、議案第 40 号でございます。町道路線の廃止について。

道路法第 10 条第 1 項の規定により次のとおり路線を廃止するものとする。

平成 26 年 2 月 27 日提出。白老町長。

次に 2 ページ、議案説明でございます。町道路線の廃止について、下記の理由により町道を廃止するものでございます。記、石山萩野通り、白老臨港道路として施設認定されたことから廃止するものであります。萩野駅前通り、白老臨港道路として施設認定されたことから廃止するものでございます。

説明は以上でございます。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（山本浩平君） ただいま提案の説明が終わりました。

これより本案に対する質疑を許します。質疑のあります方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本浩平君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本浩平君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

議案第 39 号 町道路線の認定について、議案第 40 号 町道路線の廃止についてを一括採決いたします。

原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔挙手全員〕

○議長（山本浩平君） 全員賛成。

よって議案第 39 号及び議案第 40 号は原案のとおり可決されました。

◎議案第 48 号 胆振支庁管内公平委員会を共同設置する
地方公共団体の数の減少及び胆振支庁管内
公平委員会規約の変更について

◎議案第 49 号 北海道市町村職員退職手当組
合規約の変更について

○議長（山本浩平君） 日程第 12、議案第 48 号 胆振支庁管内公平委員会を共同設置する地方公共団体の数の減少及び胆振支庁管内公平委員会規約の変更について、議案第 49 号 北海道市町村職員退職手当組合規約の変更について、以上 2 議案を一括議題に供します。

提案の説明を求めます。本間総務課長。

○総務課長（本間勝治君） 初めに議案第 48 号でございます。胆振支庁管内公平委員会を共同設置する地方公共団体の数の減少及び胆振支庁管内公平委員会規約の変更について。

平成 26 年 3 月 31 日をもって胆振支庁管内公平委員会から伊達・壮瞥学校給食組合を脱退させ胆振支庁管内公平委員会規約を次のとおり変更する。

平成 26 年 2 月 27 日提出。白老町長。

次のページ、2 ページでございますが議案説明でございます。平成 26 年 3 月 31 日付で伊達・壮警学校給食組合が解散することに伴い胆振支庁管内公平委員会規約を変更することについて、地方自治法第 252 条の 7 第 3 項の規定により準用する同法第 252 条の 2 第 3 項の規定に基づき議会の議決を求めるものでございます。

胆振支庁管内公平委員会規約新旧対照表

改正前	改正後
別表（第 1 条関係）	別表（第 1 条関係）
伊達市	伊達市
豊浦町	豊浦町
壮警町	壮警町
白老町	白老町
厚真町	厚真町
洞爺湖町	洞爺湖町
安平町	安平町
むかわ町	むかわ町
伊達・壮警学校給食組合	安平・厚真行政事務組合
安平・厚真行政事務組合	西胆振消防組合
西胆振消防組合	胆振東部消防組合
胆振東部消防組合	胆振東部日高西部衛生組合
胆振東部日高西部衛生組合	

続きまして議案第 49 号でございます。北海道市町村職員退職手当組規約の変更について。

地方自治法第 286 条第 1 項の規定により北海道市町村職員退職手当組規約を次のとおり変更する。

平成 26 年 2 月 27 日提出。白老町長。

次に 2 ページ、議案説明でございます。本年 3 月 31 日付で上川中部消防組合及び伊達・壮警学校給食組合が解散脱退することに伴い北海道市町村職員退職手当組規約を変更することについて、地方自治法第 286 条第 1 項及び同法第 290 条の規定に基づき議会の議決を求めるものでございます。

以上でございます。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

北海道市町村職員退職手当組規約新旧対照表

改正前		改正後	
別表 組合を組織する市町村及び市町村の一部事務組合名		別表 組合を組織する市町村及び市町村の一部事務組合名	
区分	市町村及び市町村の一部事務組合	区分	市町村及び市町村の一部事務組合
市～ (空知)	略	市～ (空知)	略
(上川)	名寄地区衛生施設事務組合 士別地方消防事務組合 大雪消防組合 愛別町外3町塵芥処理組合 大雪清掃組合 上川中部消防組合 大雪葬斎組合 大雪浄化組合 大雪地区広域連合 富良野広域連合	(上川)	名寄地区衛生施設事務組合 士別地方消防事務組合 大雪消防組合 愛別町外3町塵芥処理組合 大雪清掃組合 大雪葬斎組合 大雪浄化組合 大雪地区 広域連合 富良野広域連合
(留萌) ～(オホーツク)	略	(留萌) ～(オホーツク)	略
(胆振)	伊達・壮瞥学校給食組合 西胆振消防組合 胆振東部消防組合 安平・厚真行政事務組合 胆振東部日高西部衛生組合	(胆振)	西胆振消防組合 胆振東部消防組合 安平・厚真行政事務組合 胆振東部日高西部衛生組合
以下略		以下略	

○議長（山本浩平君） ただいま提案の説明が終わりました。

これより本案に対する質疑を許します。質疑のございます方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本浩平君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

最初に議案第48号の討論に入ります。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本浩平君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

採決いたします。

議案第48号 胆振支庁管内公平委員会を共同設置する地方公共団体の数の減少及び胆振支庁管内公平委員会規約の変更について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔挙手全員〕

○議長（山本浩平君） 全員賛成。

よって議案第 48 号は原案のとおり可決されました。

次に議案第 49 号の討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本浩平君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

採決いたします。

議案第 49 号 北海道市町村職員退職手当組合規約の変更について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔挙手全員〕

○議長（山本浩平君） 全員賛成。

よって議案第 49 号は原案のとおり可決されました。

◎議案第 51 号 平成 25 年度白老町一般会計補正予算
(第 8 号)

○議長（山本浩平君） 日程第 13、議案第 51 号 平成 25 年度白老町一般会計補正予算（第 8 号）を議題に供します。

提案の説明を求めます。安達財政担当課長。

○財政担当課長（安達義孝君） 議案第 51 号 平成 25 年度白老町一般会計補正予算（第 8 号）。

平成 25 年度白老町の一般会計補正予算（第 8 号）は次の定めるところによる。

（歳入歳出予算補正）

第 1 条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 1,098 万 5,000 円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 112 億 5,197 万円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費の補正）

2 繰越明許費の追加及び変更は「第 2 表 繰越明許費補正」による。

平成 26 年 3 月 26 日提出。白老町長。

次に3ページ、4ページの「第1表 歳入歳出予算補正」につきましては省略させていただきます。

次に5ページをお開きください。「第2表 繰越明許費補正」でございます。追加、10款2項小学校費、小学校施設管理費 250万6,000円の追加でございます。これについては3月に行った消防点検により萩野小学校の児童火災報知機が故障したことにより修繕をするものでございます。年度末でございますのでこの事業につきましては平成26年度に繰り越しを行う事業でございます。

次に3款民生費、2項児童福祉費、子育て支援事業計画策定事業。この事業につきましては12月6日第4号補正で補正をしていただきましたが、このたび北海道のほうよりこの事業につきましては平成26年度事業をもって執行をするという通知を受けまして、このたび第4号補正したものを变更后ゼロとするものでございます。

次に歳入歳出事項別明細書については10ページからご説明いたします。2款歳出、3款民生費、2項1目児童福祉総務費、子ども子育て支援事業計画策定事業 345万6,000円の減額補正でございますが、ただいま説明したとおり北海道より26年度事業執行ということにより25年度中の事業を減額するものでございます。この事業については改めて26年度に入りまして補正をさせていただきたいと思っております。財源については全額道補助金でございます。

次に8款土木費、2項1目道路維持費、道路施設維持補修経費 775万6,000円の増額補正でございます。これにつきましては本年度除雪につきまして最低保証制度を導入しておりましたが、3月9日から10日にかけての雪によって除雪を行いまして、最低保障25時間の保障でございましたけれどもその保障時間数をオーバーしたということでその増額補正でございます。最低補償につきましては業者さん39台委託しておりまして、そのうち29台分が最低保障25時間をオーバーしたということでございます。時間数は271時間、1台当たり5時間半分の増額でございます。

戻りまして需要費、消耗品につきましては常温合材の道路更新に伴う消耗品でございます。燃料費については建設課のある公用車、道路パトロール用の乗用車のガソリン代、それと町が保有している重機分のガソリンの補正でございます。

13委託料につきましては先ほどご説明したとおり町道の除雪委託料につきましては627万2,000円の増額補正でございます。

次に道路維持補修委託料 79万2,000円につきましては冬期間による道路の凍上による破損及び除雪に伴ってできた道路破損の補修経費でございます。

次に使用料及び賃借料 21万5,000円の増額補正でございますが、これについても凍上による道路破

損及び除雪による道路破損に伴う重機の借上料でございます。財源は全額一般財源でございます。

次に 10 款教育費、2 項 1 目学校管理費、小学校施設管理経費 250 万 6,000 円の増額補正でございますが、これも先ほどご説明したとおり萩野小学校の自動火災報知機の故障によって補修する経費でございます。これについては繰越明許で事業については 26 年の執行となります。財源については全額一般財源でございます。

次に 12 款公債費、1 項 2 目利子、長期債利子支払費 121 万 2,000 円の計上でございます。これについては財政健全化プランで計画しておりました第三セクター改革推進債の起債の借りかえでございますが、このたび北海道より 3 月 25 日付で許可をいただきました。きのう付で許可書が届いてまいりまして本来当初計画した 25 日本年度の償還日に合わせて借りかえという予定でございましたが許可がずれたことによって 3 月 27 日に実行を行うため、この 2 日分、当初は 5 月 31 日までの出納閉鎖まで見えていましたが、きのう来ましたので 2 日分の 3 万 7,000 円だけの執行額となります。また第三セクター改革推進債におきましては当初入札方式で借りかえを行うという予定でございましたが、現在借り入れている北洋銀行との協議の中で随契によりまして行うことと決定しました。金利につきましては協議の結果ただいま借りている 0.48 の金利をそのまま継続するというところでございます。ただし今後借りる 17 年間の期間の 7 年間はその金利、7 年後に改めて協議ということでございます。利率の協議の内容につきましては 7 年後の 10 年ものの国債の発行の利率とするという条件のもとに行うということでございます。これによって当初健全化プランのほうで説明していた金利の増額分は当面 7 年間は一切ないと。7 年後に 0.48 というのは想定で上回るものと。きょう現在、調べてきたら 0.6 ぐらいになっていました。これは毎日動きますから 7 年後のレートで再度契約ということで当初見込んでいた金額を相当下回ったということでございます。

次に 13 款給与費、1 項 1 目給与費、職員等人件費、これは財源振りかえでございます。これにつきましては北海道アイヌ生活実態調査市町村交付金を歳入として受けまして、この事業につきましては 7 年ごとに町外のアイヌの方の実態調査を行うということで交付を受けたものでございます。7 年ごとに行っております事業でございまして調査については本町の職員で行っております。これについては諸収入として道民から全額受けております。

次に 14 款諸支出金、1 項 1 目基金管理費、各種基金積立金 296 万 7,000 円の増額補正でございます。このうち 27 万円増額補正、教育振興基金の積み立てでございます。株式会社日本製紙グループ本社配当金の積み立てを行うものでございます。

次に地域の元気臨時交付金基金積立金、積み増し分 269 万 7,000 円につきましては 24 年度からは 25 年度にかけて 2 カ年事業で行ってございました事業、萩野小学校屋内運動場耐震改修事業、これと 3 中学校統合施設環境改善事業、この事業に当初より元気臨時交付金を充当してございましたが事業の精査により 269 万 7,000 円が不用となりましたので、このたびまた各基金のほうに積み増しをするものでございます。歳出は以上でございます。

次に歳入のほうの一般財源をご説明いたします。6 ページをお開きください。11 款地方交付税、1 項 1 目地方交付税 5,873 万 7,000 円の増額補正でございます。この補正につきましては今回特別交付税の 3 月交付分が確定したことによる補正でございます。特別交付税につきましては総額 3 億 9,873 万 7,000 円、前年対比 2.3% の増でございました。その内訳としては一部震災復興特別交付税 9 万円は含まれております。

次に 8 ページ、9 ページをお開きください。次の 19 款繰入金、1 項 12 目財政調整基金繰入金 4,420 万 2,000 円の減額補正でございます。ただいま説明したとおり特別交付税が当初予算よりも上回ってございましたので、このたび財源充当した差額分 4,420 万 2,000 円を積み立てるものでございます。財政調整基金につきましては前回 7 号補正におきまして残高 8,251 万 1,000 円ございまして、今回の補正により追加しまして総額 1 億 2,671 万 3,000 円の残高となります。

以上をもって補正予算の説明を終わらせていただきます。よろしくご審議をお願いいたします。

○議長（山本浩平君）　　ただいま提案の説明が終わりました。

これより本案に対する質疑を許します。質疑があります方はどうぞ。

2 番、吉田和子議員。

○2 番（吉田和子君）　　2 番、吉田です。2 点伺いたいと思います。11 ページの子ども子育て支援事業計画なのですが、これは道のほうの関係で新年度に予算計上されるということなのですが、この中でその計画策定事業がそのことによってずれていくという心配はないのか。

それから新年度にいつ頃に予算化されるのか。その点伺っておきたいと思います。

それともう 1 点、13 ページの小学校施設管理経費なのですが、火災報知機の取りかえということでこれは老朽化によるものなのか、それとも消防の点検によってわかったのか、また故障であれば故障の原因というのがあったのかどうか。その点伺いたいと思います。

○議長（山本浩平君）　　坂東子ども課長。

○子ども課長（坂東雄志君）　　今吉田議員のほうからお話がありました 9 ページの安心子ども基金

事業補助金ということで、子ども子育て事業の昨年度の部分をこちらのほうに持ってきて事業計画自体はずれていかないのかというお話ですがずれていくことはありませんで、内容的には子ども子育て支援事業計画にかかわる子ども子育て支援システムの構築ということでございます。そのため今回計画の策定とともに電算システムの構築がここでの目的でございます。今道なり国のほうとも電算システムの構築についてはどういう形で進めていくか、実際基本的な部分は方針は出ておりますがこれから制度設計を十分させていただくと。その辺の工夫が何点かございますのでその辺が整理されれば大体、一応補正予算という形で上げさせていただきたいと思うのですけれども、今の予定では6月議会において改めて補正予算として上げていきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（山本浩平君） 五十嵐教育課長。

○教育課長（五十嵐省蔵君） 13 ページの小学校の施設管理費の関係ですが、まずわかったというのは年2回消防設備の点検を学校施設で行っているわけなのですが、その中で3月の消防設備の点検時にわかったということになっております。この火災報知器の受信機につきましては昭和59年、60年に萩野小学校を改築したときのものでありまして30年を経過するというので基盤本体がだめになったわけなのですが、その本体取りかえなのですがもう部分的なものの取りかえ等はできないということで全部を取りかえるということになっております。

以上です。

○議長（山本浩平君） 2番、吉田和子議員。

○2番（吉田和子君） 1点目の子育て支援計画のほうはわかりました。

火災報知器の関係なのですが、これは年2回の点検をするということで法律で決められているのか。それとも消防法か何かで決められているのか。それに従って年2回というのは決められて実施されているのかということが1点。

それから30年近くたつということで30年ぐらいはもつものなのかと今伺っていて思ったのですが、他の学校、今統廃合も含めて廃校になるところもありますけれども、他の学校は今のところはその点検の中では問題がなかったのか。大変子どもたちがたくさん集まる中で報知機が作動しない、また誤作動があるということは大変なことだと思いますので年2回でいいのかと、古くなるともうちょっと点検が必要になるのかと思ったりもしながら今伺っていたのですがその点伺いたいと思います。

○議長（山本浩平君） 五十嵐教育課長。

○教育課長（五十嵐省蔵君）　ただ今のご質問ですが年2回の点検というのは消防法で決められておまして各学校で実施しております。30年を経過するというのでほかの学校のほうはということですが、30年を超えている火災報知機の受信機等もあります。一般的には耐用年数過ぎているというものもありますが、ただ年2回の消防設備の点検時、また各教頭、事務官等の日常の点検等によって確認をしている状況です。

以上です。

○財政担当課長（安達義孝君）　4番、大淵紀夫議員。

○4番（大淵紀夫君）　4番、大淵です。2点お尋ねします。1点は特別交付税の関係なのですが、ふえた内容、なぜふえたのかという中身がどういうふうな形でふえたかということが1点。

それから11ページの道路維持の関係で極めて単純に、除雪だけでいえば271時間オーバーしたのだけど、今回から最低保証制度をつくりました。その最低保証制度をつくったときと例えば去年の、同じような状況とは言えないかもしれませんが、同じような歳出で済んでいるのかどうか。そんな細かいことはいいです。要するにただ同じくらいですとか、減っています、ふえています、それで結構ですから。そんな細かいことは聞いていませんから。実際に最低保障制度を設けたことによってふえたか減ったか。我々は一般的には減ることを目的にやったのかと思っているし、また業者をきちんと保護するために最低保障制度つくっているわけですから。変化がなければいいですけどあれば教えてください。

○議長（山本浩平君）　安達財政担当課長。

○財政担当課長（安達義孝君）　特別交付税の増加要因でございますけれども、3月交付分につきましてはルール以外の部分でございますがなかなかその内容についてはわからない部分でございます。12月にくる分はルール分ということで。ただ総額的に2.3%伸びていますけれども、12月に来た分の中には食育防災センターの部分が約2,900万円ほど多く来ていますので、それを引くと前年並みぐらいかというような状況でございます。3月交付分約2億4,500万円ぐらい来ているのですが、それに関してはルール以外で内容についてはなかなかわからない状況でございます。

○議長（山本浩平君）　片山建設課主幹。

○建設課主幹（片山弘文君）　今質問ありました除雪の関係なのですが、まず最低保障を設けたというのはほかの市町村を見れば大体30時間というのが苦小牧とか登別、室蘭あたりの実績になっております。今回最低保障を設けたというのはやはり業者さんが雪が降っても降らなくても機械を待機し

ておく、もしくは職員を配置しておくということが大変だということでもなかなか除雪重機の依頼を受けていただけないという部分もありまして、その中で昨年度補正予算で重機の最低保障制度というのを設けさせていただいております。

それから今年度かかりました除雪費についてであります、これにつきましては過去5年の平均でいくと約2,700万円程度いっていますので、多少の上下はありますが大体例年並みというふうを考えております。

以上です。

○議長（山本浩平君） ほか。5番、松田謙吾議員。

○5番（松田謙吾君） 5番、松田です。9ページの北海道アイヌ実態調査とあります。これは何の目的でどのような実態調査をするのか。国は明治40何年かから同化政策をして、それからずっと一貫して単一民族だと言ってきました。ここにきてアイヌの実態調査を何のためにして、その実態調査をどのようにして、どのようなところに行って調査するのかお聞きしたいと思います。

○議長（山本浩平君） 廣畑アイヌ施策推進担当課長。

○アイヌ施策推進担当課長（廣畑真記子君） ただいまのご質問に対する答えでございますが、どのような調査か、こちらですが北海道アイヌ生活実態調査というものでございます。こちらは昭和47年から7年に1度北海道から行っているものでございます。こちらの調査につきましてはアイヌが居住する市町村に対して地区調査、世帯調査、市町村調査、それからアンケートという形で調査を行います。例年、10月、1カ月をかけて行っております。

そしてこちらの調査は何のための調査かと申しますと、この調査をもとにアイヌの生活実態を明らかにいたしまして、それをもとに福祉対策ということでございますけれども、この調査終了後に道のほうで委員会を設けまして7年に1度のアイヌに対する対策について検討を行います。ですから今回の25年度の調査につきましても取りまとめを行い、26年度において委員会を設け検討を行い知事に答申をするものでございます。

どこへ行って調査をするかと申しますと、アイヌが居住する市町村に対する調査でございますので、私ども白老町におきましては白老町の役場の中で調べられる市町村としての全体の調査と、それから地区調査ということで支部のご協力をいただきながら実際にアンケート調査なども対面で行っております。

○議長（山本浩平君） 5番、松田謙吾議員。

○5番（松田謙吾君） 私はアイヌというのは北海道アイヌ協会があって、白老ウタリ協会があって、それからさまざまな福祉政策があって、そしてアイヌ世帯だって申告性だったのです。申告してアイヌの人々が余りにも生活がかけ離れている方々にはアイヌ政策というのは今までもやっていました。しかしながら白老の象徴空間、国がアイヌ新法を決めてから国が白老ばかりでなく北海道全体ばかりでなく本州のほうも九州までもアイヌ探しをやっているような気がしてならないのです。今までアイヌでないといっても、いやいやおまえはアイヌだろうということで最近アイヌ探しをやっているのです。これはやっぱり国の単一民族からアイヌ民族を認めた段階からそこに指定して博物館も象徴空間もつくる。それには100億円もかかるような話も交換されてきました。100億円もかかる理由づけについて先日まで単一民族だといっていた国家がそれを認めた段階で今度アイヌ探しをしているようなことをしている。白老の世帯9千4、5百あるのですが、それではアイヌの世帯はどれだけあるのか、これは先ほどいった申告制みたいにアイヌ協会が掌握しているはずですが。これを新たに役場がどうやって実態調査するのか。確か白老にはアイヌの歴史がある。しかしながら同化政策をしてアイヌが入り混じって本当のアイヌがどこにいるのかと探しているような気がしてならないのです。何のためにやるのか。アイヌの方々がアイヌで困っているのだと申告制にすればいいわけなのです。何もわざわざ困らない人まで探し当ててアイヌだと指紋をつけることはないのではないですか。どう思いますか。

○議長（山本浩平君） 廣畑アイヌ施策推進担当課長。

○アイヌ施策推進担当課長（廣畑真記子君） ただいまのご質問ですが、このような調査がアイヌ探しをしているのではないかとということでございます。決してアイヌ探しをしているということではございません。やはりまだまだ厳しい状況にいらっしゃるアイヌの方々はたくさんいらっしゃる聞いております。そういう中で行政としてはやはり何らかの政策を立てていかなければならないということもございます。決して自分はアイヌではないとおっしゃる方に無理強いをしているものではございません。ただご本人あるいはその径類の方にご協力をいただける方についてはアンケート調査なども行いますし、特にご協力をいただけないということであれば無理強いをしているようなことはございません。ただこちらの調査は昭和47年から行われているということもありまして、それをもとにアイヌに対する福祉政策などを行ってきたこともありやめるということにはやはり行政としての継続性もございますので調査をしながらできるだけよい政策を継続していきたいというもとにある調査でございます。

○議長（山本浩平君） 5番、松田謙吾議員。

○5番（松田謙吾君） 何も難しいことを言っているのではないのですけれども、ずっとこのアイヌ政策を見ていて問題なのはむしろアイヌのふりをして、そして同化されているわけですから2代、3代、4代にもなっている。さまざまな政策で恩恵も受けています。その中でそういう福祉政策の恩恵を受けるためにアイヌのふりをして、恩恵を受けている方の調査のほうがもっと大事なのです。私からいうとそちらのほうがもっと大事なのです。アイヌという言葉もそうなのですが100%のアイヌがアイヌなのか、10%のアイヌがアイヌなのか、いや同化したからです。言い方は悪いかもしれないけど同化してきて30%のアイヌの部分もあるのかもしれない。それもアイヌというのか。

それからもう1つはその30%の方も100%の方も同じアイヌとしてさまざまなアイヌの政策を受けている方がいる。この辺をはっきりさせないとだめなのです。国もそうなのです、北海道もそうなのです、この辺をきちんと明らかにして、そしてどこがまでどうなのだと。血が10%、100%皆同じような扱いをするのか。この辺を私はもう少しきちんとアイヌ政策の中で、そこが私はアイヌ政策の出発点だと思います。同化政策から新たな民族として認めたならば。どの辺までが本当のアイヌなのか。こここのところをきちんとしなかつたら私はそういうことをきちんとしてやるべきだと。例えばでポロトで働いている方々だってアイヌ政策だってやって、それではアイヌの人がみんなあそこで働いているのですか。

それから白老で生活館が8カ所あります。あれもアイヌ政策です。あそこの管理をやっている人はみんなアイヌなのですか、こういう調査をきちんとしていかなければならない。私から言わせるとそういうことがもっと大事なのです。ですからもう1回はっきりいうけど10%のアイヌ、100%のアイヌこういうけじめをきちんとして、やはりそこから始めるべきだと、始めてほしいというかその辺の言葉がいまちょっとうまくまとまらないのですが。後からゆっくりまとめてもう1回このことは議論をしたいと思っております。ただどこまでまとめるか、それだけ教えてください。

○議長（山本浩平君） 廣畑アイヌ施策推進担当課長。

○アイヌ施策推進担当課長（廣畑真記子君） ただいまのご質問であります、10%と100%のある意味血の濃さを明らかにしたほうがよろしいというお話です。実際その血の問題につきましては皆様ご存じのとおり非常に難しいお話でございます。それで実際今の実態としましてはどちらかの親がアイヌであったりする場合に就学資金などの対策の対象となってございます。またアイヌ協会に入会できるというのも一応の要件がございます。その中で何%かということは今確かに問題にはなっていないと。ですが今松田議員がおっしゃるように、血の濃さをはっきりさせたほうがいいのではな

いかということとは非常に困難な状況、それから戸籍の問題等もございますけれどもなかなか難しいというのが実態でございます。ただそういうご意見があるということは道や国なりに伝えていきたいと考えております。

○議長（山本浩平君）　ここで暫時休憩をいたしたいと思います。

休　憩　　午前　11時12分

再　開　　午前　11時24分

○議長（山本浩平君）　それでは、休憩前に引き続き会議を再開いたします。

引き続きまして一般会計補正予算（第8号）についての質疑を許します。質疑のございます方どうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本浩平君）　質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本浩平君）　討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

採決いたします。

議案第51号　平成25年度白老町一般会計補正予算（第8号）、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔挙手全員〕

○議長（山本浩平君）　全員賛成。

よって議案第51号は原案のとおり可決されました。

◎各常任委員会の所管事務調査の報告について

○議長（山本浩平君）　日程第14、各常任委員会の所管事務調査について、調査結果の報告を求めます。

まず初めに産業厚生常任委員会、西田祐子委員長。

〔産業厚生常任委員会委員長 西田祐子君登壇〕

○産業厚生常任委員会委員長（西田祐子君） 所管事務調査の結果報告について。

本委員会は所管事務などの調査を終了したのでその結果を次のとおり報告します。

1、調査事項、（1）議会懇談会における意見要望について、（2）企業誘致活動について。

2、調査の方法、3、調査日程、4、出席委員、5、説明のために職氏名、6、職務のために出席した者の職氏名は記載のとおりです。

7、調査結果及び意見、（1）議会懇談会における意見・要望について。本委員会は平成 25 年度議会懇談会において町民から寄せられた意見・要望のうち、町内循環福祉バス元気号及び地域福祉の 2 件について調査を行ったので結果を報告する。

①町内循環福祉バス元気号について、元気号は平成 6 年より高齢者及び障がい者の健康づくりと社会参加を促す交通手段として運行が開始され、平成 14 年からは誰でも利用できる町民バスに転換し隔日運行を実施してきた。しかし白老町は東西に長い地理的特性により集落が点在し非効率な運行を強いられており、バス停までの距離が遠い交通不便地域、交通空白地域が見られるなど高齢者などの交通弱者の移動手段の確保や便利性の向上を図ることが課題となっている。

事業経費としてまちの支出はこれまで平成 21 年度約 1,979 万円、22 年度 1,998 万円、23 年度 2,015 万円、24 年度 2,151 万円、25 年度は 12 月末現在 1,559 万円となっている。昨年 6 月からは利用料金の見直しと国の補助制度を活用し 1 日 13 便週 6 日間の毎日運行に変更した。利用者数は平成 21 年度約 6 万 1,000 人、24 年度約 4 万 7,000 人、昨年度は改正後の 6 月から 12 月までで約 1 万 7,000 人、1 日の平均利用者数は 99 人で前年度比較では 39 人減少しており町民から元気号の運行が不便になったなどの苦情や要望が数多く寄せられている。特に町立病院の受付時間に間に合わないなど利用者との間にそごが生じたが、担当課では病院に受付時間の延長を要請するなど通院患者に不便をかけないよう対応を行っている。

逼迫した町財政の中、元気号の運航を継続していくために国の補助金を活用したものであるが、路線などが変更には一定の要件があり国の許可が必要となる。そのため今後路線などの見直しに向けては地域公共交通活性化協議会において承認を得た後、6 月までに国に申請し運用は早くても 10 月からとなる、またまちでは職員みずからバスに乗り込み利用者のニーズ調査、苦情や要望の分析を行った上で運行方法などの見直しを地域公共交通活性化協議会に提案するとしている。

委員会の意見、地域の活性化に寄与する交通基盤の充実と町民生活を支える移動手段の確保は喫緊

の課題である。このような中で社会福祉基金が底をつき逼迫した町財政から繰り出しができる状況ではなかったが国の補助金を活用し元気号の運行を継続できたことは評価するものである。一方本町が直面する課題として高齢化の進展により自家用車を保有しない町民の増加、さらには駅やバス停まで行くことができない方々が増加している。このため本年 10 月の改正に向けては元気号の運行の目的と手法を明確にすることが大切である。移動困難者が例えば通院、買い物、役場。金融機関、理美容室への移動など実態として何に困っているのか、何を必要としているのか、より具体的な調査を行い同時に移動困難者の支援を行っている福祉団体や民間事業所などについても調査すべきである。現在考えられる交通手段としては元気号ほかに路線バス、電車、福祉有償運送、介護タクシー、民間の買い物バスや通院バスなどさまざまあるがそれぞれ利用者負担のあり方、まちの財政負担、町内の雇用の面などから多角的に検討を進めるとともにさらに低所得者の支援策についても考慮すべきである。移動困難者の支援を元気号だけで達成できるのか。デマンド交通や他の手法も含めてどのような組み合わせがよいのか、メリット、デメリットを明らかにして結論を出すべきである。

②地域福祉について。町民からの意見要望、ア、これからの高齢化への対策や方向づけはどうなっているのか。イ、手軽に相談できる方法や連絡体制がほしい。ウ、町内会の避難訓練に保健師を派遣してほしい。エ、障がい者に対してもっときめ細やかな政策や手助けがほしい。

意見・要望に対する担当課の考え方、ア、各種福祉サービスを充実するとともに地域で支え合うネットワークづくりや自主的な社会参加により生きがいがづくりを推進する。イ、高齢者の相談は包括支援センター、北海道リハビリテーションセンター、NPO法人、介護ホームどんぐりの家（地域型在宅介護支援センター）などで対応している。ウ、防火訓練は実際の災害を想定して訓練するものであり保健師がいることは想定できないとして保健師の派遣は行わないこととした。エ、必要な情報の提供及び助言。障がい福祉サービスの利用支援などを行っているので気軽に相談いただきたい。

委員会の意見、行政や社会福祉法人、NPO、民間団体など全ての福祉関係団体や相談窓口を網羅する組織図が必要であるという意見が出された、また平成 19 年 8 月厚生労働省の通達により要援護者に係る情報の把握及び安否確認などの円滑な実施について市町村地域福祉計画に盛り込むことが求められた。これは日ごろから要援護者の情報を適切に把握し民生委員、児童委員などの関係機関との間で情報共有を図ることにより要援護者が安心して生活を送ることができることにつながるものであることから、全ての市町村においてこれらを踏まえた市町村地域福祉計画の策定が求められたものである。なおこうした取り組みは災害時などの緊急事態の際の迅速かつ的確な要援護者支援にも資するもので

ある。白老町地域福祉計画は社会福祉法第 107 条に基づく計画であり白老町における地域福祉を推進するための施策展開の基本となるものである。

白老町地域福祉計画（第 2 次）、平成 22 年 6 月策定の推進計画では相談支援体制の充実、地域における連携体制づくり、NPO ボランティアなどの活動促進、防犯防災対策の充実が盛り込まれているが、適切な情報共有のもと町民にわかりやすく情報が発信されているのか疑義を感じるものである。

議会懇談会における意見・要望では防災対策の充実や要援護者への支援を求める意見が多かった。行政として、災害に強い福祉のまちづくりを考えていくべきである。しかし職員の数が減り財政が逼迫している状況において行政が担う福祉サービスには限界がある。そのためにも保健師や包括支援センターなどの事業活動のほかに民間における介護保険外サービスについてのニーズ調査、福祉サービスを提供している事業所の調査が必要である。今後地域にあるさまざまな事業所と連携しスピーディーに適切な情報共有のもと町民の抱える課題を解決する事業が早急に展開されるよう求めるものである。

（2）企業誘致活動について、本委員会は町内進出予定企業 2 社の視察を行い企業誘致活動について調査を終了したので結果を報告する。①オリックス株式会社、オリックス株式会社は 1964 年設立、株主資本 1 兆 6,435 億 9,600 万円、従業員 1 万 9,000 人、多角的金融サービス業など多岐にわたる事業を行っている。1998 年にオリックス環境株式会社を設立。環境エネルギービジネスを幅広く展開しメガソーラー事業をはじめ屋根設置型太陽光発電、バイオマス発電、地熱発電、風力発電、蓄電システムなどに力を注いでいる。太陽光発電は気温が高過ぎると発電効率が悪くなるため気温が低く日射量が多い場所が適しており、土地が広く積雪が少ない北海道太平洋沿岸にメガソーラーの建設が集中している。同者では 2014 年現在で全国約 40 カ所、242 メガワットの太陽光発電計画を進行中であり、道内では標津町、更別村のほか新たに苫東に 45 メガワットのメガソーラー建設を計画している。目標は全国で 700 メガワットであり今後 3 年計画で行う考えである。

白老町メガソーラー発電所の概要、ア、発電所名、（仮称）オリックス白老町メガソーラー発電所。イ、事業者、ORソーラーズ株式会社（白老町商工会に本店登記予定）。ウ、建設場所、白老町緑町 703 の 2、703 の 8、（旧）旭化成白老工場跡地。エ、太陽電池 1 万 8,854 キロワット（一般家庭約 5,500 世帯を賄える電力規模）。オ、設置面積 31 万平方メートル。カ、設置形式、地上架台方式（コンクリート基礎）。キ、系統連系、事業商用地から町道用地及び地下埋設により白老変電所へ接続予定。ク、工事、平成 26 年 3 月準備工事、5 月発電所工事、27 年 12 月竣工予定。本事業では系統

連系工事などの北海道電力の対応では3年程度かかるためこれ以上待てないという判断のもと全ての工事を自社で行うこととしたものである。電力会社では変電所の機器整備に18から20カ月程度かかる見込みだが、要請を続けながら1日も早く稼働できる考えである。

委員会の意見、電力会社側の工事に長期間を要することなどから事業計画の大幅な見直しを迫られながら、本年3月からメガソーラー発電所の建設工事に着手され今後20年間にわたり事業展開されることは心より歓迎するものである。今後地元企業の活用や連携はもとより本町におけるさまざまな環境エネルギー政策の推進に向けて同社の再生可能エネルギー事業に対し大いに期待するものである。またオリックスグループでは会社のニーズを捉えビジネスを通じて環境エネルギーに貢献するという環境方針を掲げている。社会貢献活動を積極的に行っており福祉や青少年育成、文化・芸術活動の支援などにも熱心に取り組んでいる。今後さらに同社との緊密な連携を図り環境エネルギー分野だけではなく幅広い事業活動が展開されるようまちとしても取り組みを進めていくべきである。

②株式会社ナチュラルサイエンス、1992年希松グループの母体となる株式会社希松を設立。現在グループ内従業員は125名、売上高は約40億円となっている。1996年に自社ブランド化粧品などの製造、販売を行う株式会社ナチュラルサイエンスを設立。2013年7月東京都江東区に自社ビル及び工場を建設した。工場では製造から包装までライン方式の作業が行われており最新設備が導入されている反面、商品のチェック体制や包装は多くの人員が配置され手作業で行われている。工場内は厳しい衛生管理が施され従業員の入室、資材搬入時の防塵対策、空調管理が徹底されている。また別室には商品の品質検査室、研究開発ブース、エステなどの体験室、コールセンター、社員食堂も整備されている。

町内における事業構想、ア、事業者名、株式会社ナチュラルサイエンス。イ、事業内容、旧虎杖中学校校舎、体育館、教員住宅を活用し化粧品等製造工場の建設を行う（工場施設新設）。校舎は事務所、コールセンター、研究室、体験教室、ショップ、食堂。体育館は職員の福利厚生施設のほか地域開放や避難施設として使用。グラウンドはハーブガーデンを整備予定。ウ、製造品目、既存化粧品などの製造、北海道の自然素材を使用した商品製造。エ、雇用計画約50人（地元を優先）。オ、事業予定地、虎杖浜393番12、388番34、延べ5万278平方メートル、（旧）虎杖中敷地及び隣接する原野。このほか平成23年8月に石山工業団地内の土地約7,800平方メートルを取得している。カ、操業時期、売買契約書において財産の取得後3年以内の操業を明記することとしている。

委員会の意見、虎杖中学校が閉校してから約1年間施設利用がされておらず校舎など施設の劣化が心配されていたが、同社の進出により利活用が図られるとともに50名規模の雇用計画が示されている

ことは地域にとって大きな効果が期待できるものである。またこのたびの視察を通じ当社の一つ一つの製品へのこだわり、自然の恵みや人を大切にするに企業理念などを確認できたことは大きな意味があった。確かな企業理念に裏打ちされた製造工場が1日でも早く操業できるよう願うものであり、まちとしても引き続き同社との緊密な連携を図り町内雇用の拡大、早期の操業開始に向けて積極的に取り組むべきである。

以上であります。

○議長（山本浩平君） 次の広報広聴常任委員会委員長の報告の前に、実はその報告書の資料の一部が不足しておりますのでここで暫時休憩をいたしまして不足分の資料の配付をいたしたいと思います。

暫時休憩いたします。

休 憩 午前11時43分

再 開 午前11時44分

○議長（山本浩平君） それでは、休憩を閉じまして会議を再開いたします。

次に広報広聴常任委員会、氏家裕治委員長から報告がございます。

〔広報広聴常任委員会委員長 氏家裕治君登壇〕

○広報広聴常任委員会委員長（氏家裕治君） 所管事務調査の結果報告について。

本委員会は所管事務の調査を終了したのでその結果を次のとおり報告します。

記1、調査事項、（1）分科会、①総務文教分科会、白老町民温水プール指定管理者（都市総合開発株式会社白老支店）との懇談。

②産業厚生分科会、白老訪問看護ステーションとの懇談。

（2）小委員会、議会広報の発行及び広報広聴の調査・研究。

2、調査の方法、3、調査日程、4、出席委員、5、職務のために出席した者の職氏名、6、団体からの出席者は記載のとおりでございます。

7、調査報告、本委員会は所管事務調査として町内活動団体との懇談及び議会広報の編集、発行等を終了したことから次のとおりその内容を報告する。

（1）分科会、①総務文教分科会。総務文教分科会は白老町民温水プール指定管理者（都市総合開発株式会社白老支店）との懇談を実施した。なおその内容については別紙活動報告書のとおりでござ

います。

②産業厚生分科会。産業厚生分科会は、白老訪問看護ステーションとの懇談を実施した。なおその内容については別紙活動報告書のとおりでございます。

(2) 小委員会。小委員会は議会広報第 146 号の編集・発行・広報広聴に関する調査・研究を行った。

以上でございます。

○議長（山本浩平君）　ただいまそれぞれの常任委員会委員長から報告がございましたが、このご報告に対して何か質問がありましたらどうぞ。

質問がございませんので、これをもって報告済みといたします。

ここで暫時休憩をいたします。

休　　憩　　午前 11 時 48 分

再　　開　　午後 0 時 58 分

○議長（山本浩平君）　休憩前に引き続き会議を再開いたします。

まず初めに先ほど前田議員のご質問に対するの答弁を町民活動担当課長の中村課長のほうから答弁したいという申し出がございましたのでまず答弁をしていただきたいと思います。

中村町民活動担当課長。

○生活環境課町民活動担当課長（中村英二君）　先ほどの前田議員からのご質問、議案第 24 号の関係でございますが、当該条例の第 2 条第 1 号から第 3 号にかかわります関係の情報についてということですが、まず暴力団の事務所につきましては白老町には存在しておりません。苫小牧警察署管内といたしましては複数の暴力団事務所が存在するということを確認いたしました。ただし第 2 号に書いてあります暴力団員につきましては公表できないということでありました。全道レベルでの数についてはホームページ等でも公表されているわけですが、個々の市町村別ですとかこういったものについては公表しておりませんという回答でございました。ただ今回この当該条例施行等によりまして必要な警察のほうで押さえております情報、これらについては例えば公共事業にかかわる事業者がそういった関係者かどうかということの照会だとかも含めまして、これらの手続きに対しては情報を提供していただけるということになっておりますので今後とも継続して警察と連携しながらとり進めていく考えでございますのでどうぞよろしく願いいたします。

-
- ◎議案第 2 6 号 消費税率及び地方消費税率の改定に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について
- 議案第 2 7 号 白老町立国民健康保険病院使用料及び手数料徴収条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 3 1 号 白老ふるさと 2 0 0 0 年の森設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 3 2 号 白老町長寿祝金条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 3 4 号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 3 5 号 特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 3 6 号 教育委員会教育長の給与及び勤務時間等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 4 1 号 財産の処分について
- 議案第 1 1 号 平成 2 6 年度白老町一般会計予算
- 議案第 1 2 号 平成 2 6 年度白老町国民健康保険事業特別会計予算
- 議案第 1 3 号 平成 2 6 年度白老町後期高齢者医療事業特別会計予算
- 議案第 1 4 号 平成 2 6 年度白老町公共下水道事業特別会計予算
- 議案第 1 5 号 平成 2 6 年度白老町学校給食特別会計予算
- 議案第 1 6 号 平成 2 6 年度白老町港湾機能施設整備事業特

別会計予算

議案第 17 号 平成 26 年度白老町墓園造成事業特別会計予算

議案第 18 号 平成 26 年度白老町介護保険事業特別会計予算

議案第 19 号 平成 26 年度白老町立特別養護老人ホーム事業
特別会計予算

議案第 20 号 平成 26 年度白老町立介護老人保健施設事業
特別会計予算

議案第 21 号 平成 26 年度白老町水道事業会計予算

議案第 22 号 平成 26 年度白老町立国民健康保険病院事業
会計予算

○議長（山本浩平君） それでは次にまいります。

日程第 15、議案第 26 号 消費税率及び地方消費税率の改定に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について、議案第 27 号 白老町立国民健康保険病院使用料及び手数料徴収条例の一部を改正する条例の制定について、議案第 31 号 白老ふるさと 2000 年の森設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案第 32 号 白老町長寿祝金条例の一部を改正する条例の制定について、議案第 34 号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案第 35 号 特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案第 36 号 教育委員会教育長の給与及び勤務時間等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案第 41 号 財産の処分について、議案第 11 号 平成 26 年度白老町一般会計予算、議案第 12 号 平成 26 年度白老町国民健康保険事業特別会計予算、議案第 13 号 平成 26 年度白老町後期高齢者医療事業特別会計予算、議案第 14 号 平成 26 年度白老町公共下水道事業特別会計予算、議案第 15 号 平成 26 年度白老町学校給食特別会計予算、議案第 16 号 平成 26 年度白老町港湾機能施設整備事業特別会計予算、議案第 17 号

平成 26 年度白老町墓園造成事業特別会計予算、議案第 18 号 平成 26 年度白老町介護保険事業特別会計予算、議案第 19 号 平成 26 年度白老町立特別養護老人ホーム事業特別会計予算、議案第 20 号 平成 26 年度白老町立介護老人保健施設事業特別会計予算、議案第 21 号 平成 26 年度白老町水道事業会計予算、議案第 22 号 平成 26 年度白老町立国民健康保険病院事業会計予算、以上平成 26 年度各会計予算 12 件とこれに関する条例の制定一部改正議案 7 件、財産の処分 1 件の合わせて 20 議案を一括し

て議題に供します。

本件については3月12日の本会議において予算等審査特別委員会に付託し審査をいただいているところではありますが、その審査結果について委員長から報告書が提出されております。

予算等審査特別委員会委員長の報告を求めます。小西秀延委員長。

[予算等審査特別委員会委員長 小西秀延君登壇]

○予算等審査特別委員会委員長（小西秀延君） 予算等審査特別委員会審査報告。

本委員会に付託された次の議案について、その審査結果を白老町議会委員会規則第21条の規定により報告します。

記、1、付託議案。

(1)、議案第26号 消費税率及び地方消費税率の改定に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について。

(2)、議案第27号 白老町立国民健康保険病院使用料及び手数料徴収条例の一部を改正する条例の制定について。

(3)、議案第31号 白老ふるさと2000年の森設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について。

(4)、議案第32号 白老町長寿祝金条例の一部を改正する条例の制定について。

(5)、議案第34号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について。

(6)、議案第35号 特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について。

(7)、議案第36号 教育委員会教育長の給与及び勤務時間等に関する条例の一部を改正する条例の制定について。

(8)、議案第41号 財産の処分について。

(9)、議案第11号 平成26年度白老町一般会計予算。

(10)、議案第12号 平成26年度白老町国民健康保険事業特別会計予算。

(11)、議案第13号 平成26年度白老町後期高齢者医療事業特別会計予算。

(12)、議案第14号 平成26年度白老町公共下水道事業特別会計予算。

(13)、議案第15号 平成26年度白老町学校給食特別会計予算。

(14)、議案第16号 平成26年度白老町港湾機能施設整備事業特別会計予算。

- (15)、議案第 17 号 平成 26 年度白老町墓園造成事業特別会計予算。
- (16)、議案第 18 号 平成 26 年度白老町介護保険事業特別会計予算。
- (17)、議案第 19 号 平成 26 年度白老町立特別養護老人ホーム事業特別会計予算。
- (18)、議案第 20 号 平成 26 年度白老町立介護老人保健施設事業特別会計予算。
- (19)、議案第 21 号 平成 26 年度白老町水道事業会計予算。
- (20)、議案第 22 号 平成 26 年度白老町立国民健康保険病院事業会計予算。

2、審査の経過。

平成 26 年 3 月 12 日に再開された定例会 3 月会議において本委員会に付託されたので、3 月 19 日、20 日、24 日、25 日の 4 日間にわたり委員会を開催し慎重に審議した。

3、審査の結果。

(1)、議案第 26 号 消費税率及び地方消費税率の改定に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について、可決すべきものと決定。

(2)、議案第 27 号 白老町立国民健康保険病院使用料及び手数料徴収条例の一部を改正する条例の制定について、可決すべきものと決定。

(3)、議案第 31 号 白老ふるさと 2000 年の森設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について、可決すべきものと決定。

(4)、議案第 32 号 白老町長寿祝金条例の一部を改正する条例の制定について、可決すべきものと決定。

(5)、議案第 34 号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について、可決すべきものと決定。

(6)、議案第 35 号 特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について、可決すべきものと決定。

(7)、議案第 36 号 教育委員会教育長の給与及び勤務時間等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、可決すべきものと決定。

(8)、議案第 41 号 財産の処分について、可決すべきものと決定。

(9)、議案第 11 号 平成 26 年度白老町一般会計予算、可決すべきものと決定。

(10)、議案第 12 号 平成 26 年度白老町国民健康保険事業特別会計予算、可決すべきものと決定。

(11)、議案第 13 号 平成 26 年度白老町後期高齢者医療事業特別会計予算、可決すべきものと決

定。

(12)、議案第 14 号 平成 26 年度白老町公共水道事業特別会計予算、可決すべきものと決定。

(13)、議案第 15 号 平成 26 年度白老町学校給食特別会計予算、可決すべきものと決定。

(14)、議案第 16 号 平成 26 年度白老町港湾機能施設整備事業特別会計予算、可決すべきものと決定。

(15)、議案第 17 号 平成 26 年度白老町墓園造成事業特別会計予算、可決すべきものと決定。

(16)、議案第 18 号 平成 26 年度白老町介護保険事業特別会計予算、可決すべきものと決定。

(17)、議案第 19 号 平成 26 年度白老町立特別養護老人ホーム事業特別会計予算、可決すべきものと決定。

(18)、議案第 20 号 平成 26 年度白老町立介護老人保健施設特別会計予算、可決すべきものと決定。

(19)、議案第 21 号 平成 26 年度白老町水道事業会計予算、可決すべきものと決定。

(20)、議案第 22 号 平成 26 年度白老町立国民健康保険病院事業会計予算、可決すべきものと決定。

以上であります。

○議長（山本浩平君） ただいま委員長から報告がありました。これに対して何か質問などはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本浩平君） 質問なしと認めます。

次に議案ごとに順次討論、採決を行うわけですが、この際お諮りいたします。既に予算等審査特別委員会において各議案の討論を行っておりますので討論を省略し直ちに各議案の採決をいたしたいと思いますがこれにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本浩平君） ご異議なしと認めます。

それではそのように取り扱いをさせていただきます。

議案第 26 号 消費税率及び地方消費税率の改定に伴う関係条例の制定に関する条例の制定について、採決いたします。

委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

[挙手多数]

○議長（山本浩平君） 反対、3番、斎藤征信議員、4番、大淵紀夫議員。

よって、賛成多数により議案第26号は委員長報告のとおり決定をいたしました。

議案第27号 白老町立国民健康保険病院使用料及び手数料徴収条例の一部を改定する条例の制定についてを採決いたします。

委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

[挙手全員]

○議長（山本浩平君） 全員賛成。

よって、議案第27号は委員長報告のとおり決定いたしました。

議案第31号 白老ふるさと2000年の森設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。

委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

[挙手全員]

○議長（山本浩平君） 全員賛成。

よって、議案第31号は委員長報告のとおり決定いたしました。

議案第32号 白老町長寿祝金条例の一部を改正する条例の制定について、採決いたします。

委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

[挙手全員]

○議長（山本浩平君） 全員賛成。

よって、議案第32号は委員長報告のとおり決定いたしました。

議案第34号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について、採決いたします。

委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

[挙手全員]

○議長（山本浩平君） 全員賛成。

よって、議案第34号は委員長報告のとおり決定いたしました。

議案第35号 特別職の職員で常勤のものゝ給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について、採決いたします。

委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

[挙手全員]

○議長（山本浩平君） 全員賛成。

よって、議案第 35 号は委員長報告のとおり決定をいたしました。

議案第 36 号 教育委員会教育長の給与及び勤務時間等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、採決いたします。

委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

[挙手全員]

○議長（山本浩平君） 全員賛成。

よって、議案第 36 号は委員長報告のとおり決定いたしました。

議案第 41 号 財産の処分について、採決いたします。

委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

[挙手全員]

○議長（山本浩平君） 全員賛成。

よって、議案第 41 号は委員長報告のとおり決定いたしました。

議案第 11 号 平成 26 年度白老町一般会計予算を採決いたします。

委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

[挙手多数]

○議長（山本浩平君） 反対、3 番、斎藤征信議員、4 番、大淵紀夫議員、5 番、松田謙吾議員、7 番、西田祐子議員、13 番、前田博之議員。

賛成多数によりまして議案第 11 号は委員長報告のとおり決定をいたしました。

議案第 12 号 平成 26 年度白老町国民健康保険事業特別会計予算を採決いたします。

委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

[挙手全員]

○議長（山本浩平君） 全員賛成。

よって、議案第 12 号は委員長報告のとおり決定いたしました。

議案第 13 号 平成 26 年度白老町後期高齢者医療事業特別会計予算、採決いたします。

委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

[挙手全員]

○議長（山本浩平君） 全員賛成。

よって、議案第 13 号は委員長報告のとおり決定いたしました。

議案第 14 号 平成 26 年度白老町公共下水道事業特別会計予算、採決いたします。

委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔挙手全員〕

○議長（山本浩平君） 全員賛成。

よって、議案第 14 号は委員長報告のとおり決定いたしました。

議案第 15 号 平成 26 年度白老町学校給食特別会計予算を採決いたします。

委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔挙手全員〕

○議長（山本浩平君） 全員賛成。

よって、議案第 15 号は委員長報告のとおり決定いたしました。

議案第 16 号 平成 26 年度白老町港湾機能施設整備事業特別会計予算、採決いたします。

委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔挙手全員〕

○議長（山本浩平君） 全員賛成。

よって、議案第 16 号は委員長報告のとおり決定いたしました。

議案第 17 号 平成 26 年度白老町墓園造成事業特別会計予算を採決いたします。

委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔挙手全員〕

○議長（山本浩平君） 全員賛成。

よって、議案第 17 号は委員長報告のとおり決定いたしました。

議案第 18 号 平成 26 年度白老町介護保険事業特別会計予算、採決いたします。

委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔挙手全員〕

○議長（山本浩平君） 全員賛成。

よって、議案第 18 号は委員長報告のとおり決定いたしました。

議案第 19 号 平成 26 年度白老町立特別養護老人ホーム事業特別会計予算、採決いたします。

委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

[挙手全員]

○議長（山本浩平君） 全員賛成。

よって、議案第 19 号は委員長報告のとおり決定いたしました。

議案第 20 号 平成 26 年度白老町立介護老人保健施設事業特別会計予算、採決いたします。

委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

[挙手全員]

○議長（山本浩平君） 全員賛成。

よって、議案第 20 号は委員長報告のとおり決定いたしました。

議案第 21 号 平成 26 年度白老町水道事業会計予算、採決いたします。

委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

[挙手全員]

○議長（山本浩平君） 全員賛成。

よって、議案第 21 号は委員長報告のとおり決定いたしました。

議案第 22 号 平成 26 年度白老町立国民健康保険病院事業会計予算、採決をいたします。

委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

[挙手全員]

○議長（山本浩平君） 全員賛成。

よって、議案第 22 号は委員長報告のとおり決定いたしました。

◎承認第 1 号 議員の派遣承認について

○議長（山本浩平君） 日程第 16、承認第 1 号 議員の派遣承認についてを議題に供します。

本件につきましては別紙のとおり町村議会議員特別セミナーなどが予定されております。承認第 1 号 議員の派遣承認については別紙のとおり派遣いたしたいと思っております。なお日程の変更等細部の取り扱いについてはあらかじめ議長に一任願いたいと思っておりますがこれにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（山本浩平君） ご異議なしと認めます。

よって、承認第 1 号 議員の派遣承認については別紙のとおり派遣することに決定をいたしました。

◎諸般の報告

○議長（山本浩平君） 日程第 17、議長から諸般の報告をいたします。

休会中の各委員会における所管事務等の調査について報告いたします。総務文教常任委員会産業厚生常任委員会、広報広聴常任委員会及び議会運営委員会の委員長から委員会規則第 17 号の規定によりお手元に配付いたしました通知書のとおり休会中における所管事務等の調査の申し出がありました。それぞれの委員会のおかれましては調査方よろしく願いをいたします。

次に皆様のお手元に要望書等 5 件を配付しております。それぞれ関係する団体から提出され、いずれも重要事項の解決要望を趣旨としたものであり議員各位におかれましてはその趣旨を十分ご理解賜りそれぞれの立場でしかるべく措置をいただくことをお願いいたします。

◎休会の議決

○議長（山本浩平君） 日程第 18、休会について、お諮りいたします。

通年議会のため 3 月 31 日まで休会となっておりますが、この後休会日を変更して明日 27 日から 6 月 30 日までの 96 日間を休会いたしたいと思っております。これに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本浩平君） ご異議なしと認めます。

明日 27 日から 6 月 30 日までの 96 日間を休会といたします。

◎散会の宣告

○議長（山本浩平君） 以上で本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれをもって散会いたします。

(午後 1 時 23 分)

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

議 長

署 名 議 員

署 名 議 員

署 名 議 員